

令和7年度 東京支部保険料率（案）について

令和7年度 東京支部健康保険料率（見込み）

保険料率	令和6年度 令和7年2月分（3月納付分）まで	令和7年度 令和7年3月分（4月納付分）から
健康保険料率 (東京支部)	9.98%	9.91% (▲0.07%※)

※金額ベースで見た場合、月額105円（14,970円 → 14,865円）の減少となる見込み。
（標準報酬月額30万円・労使折半後）

東京支部保険料率の内訳について

(単位：%)

【令和7年度東京支部保険料率】

令和7年度	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費の所要保険料率 (調整後) (a+b)	共通料率 (全支部一律) (※)	所要保険料率 (a+b+4.65)	前々年度精算分	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映前) (c)	インセンティブ分	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整							
東京	4.46	0.17	0.63	5.26	4.65	9.91	▲0.01	9.90	0.010	9.91
全国	5.35	-	-	5.35	4.65	10.00	-	10.00	-	10.00

・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費 (0.51%)、前期高齢者納付金等 (3.38%)、保健事業費等 (0.78%)、その他収入 (▲0.03%) に係る合計の保険料率 (共通料率4.65%) を加算したものである。

・保険料率 (c) は、所要保険料率には含まれていない令和5年度の都道府県支部毎の収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・保険料率 (d) は、保険料率 (c) に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・インセンティブ制度の加算額は、令和5年度の支部総報酬額の実情に0.01%を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は (端数も込めてちょうど) 0.01%になるとは限らない。

【東京支部保険料率の変遷】

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費の所要保険料率 (調整後) (a+b)	共通料率 (全支部一律)	所要保険料率 (a+b+共通料率)	前々年度精算分	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映前)	インセンティブ分	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映後)
		年齢調整	所得調整							
令和7年	4.46	0.17	0.63	5.26	4.65	9.91	▲0.01	9.90	0.010	9.91
令和6年	4.48	0.16	0.66	5.30	4.60	9.90	0.07	9.97	0.010	9.98
令和5年	4.47	0.14	0.67	5.28	4.64	9.92	0.07	9.99	0.010	10.00
令和4年	4.31	0.13	0.67	5.11	4.71	9.82	▲0.02	9.80	0.007	9.81
令和3年	4.32	0.13	0.69	5.15	4.71	9.85	▲0.02	9.83	0.007	9.84
令和2年	4.37	0.06	0.71	5.13	4.73	9.87	0	9.87	0.004	9.87

【共通料率について】

共通料率 [A + B - C]

A : 第2号保険料率 (後期高齢者支援金等の拠出金)

B : 第3号保険料率 (協会の業務経費、準備金積立等)

C : 収入等の率

・A = [現金給付費、拠出金 (前期・後期高齢者納付金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

・B = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

・C = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

参考)保険料率設定のイメージ

保険料率の計算方法について

都道府県単位保険料率 =

第1号保険料率

調整前保険料率 +
年齢調整率 + 所得調整率

+

第2号保険料率

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金 等

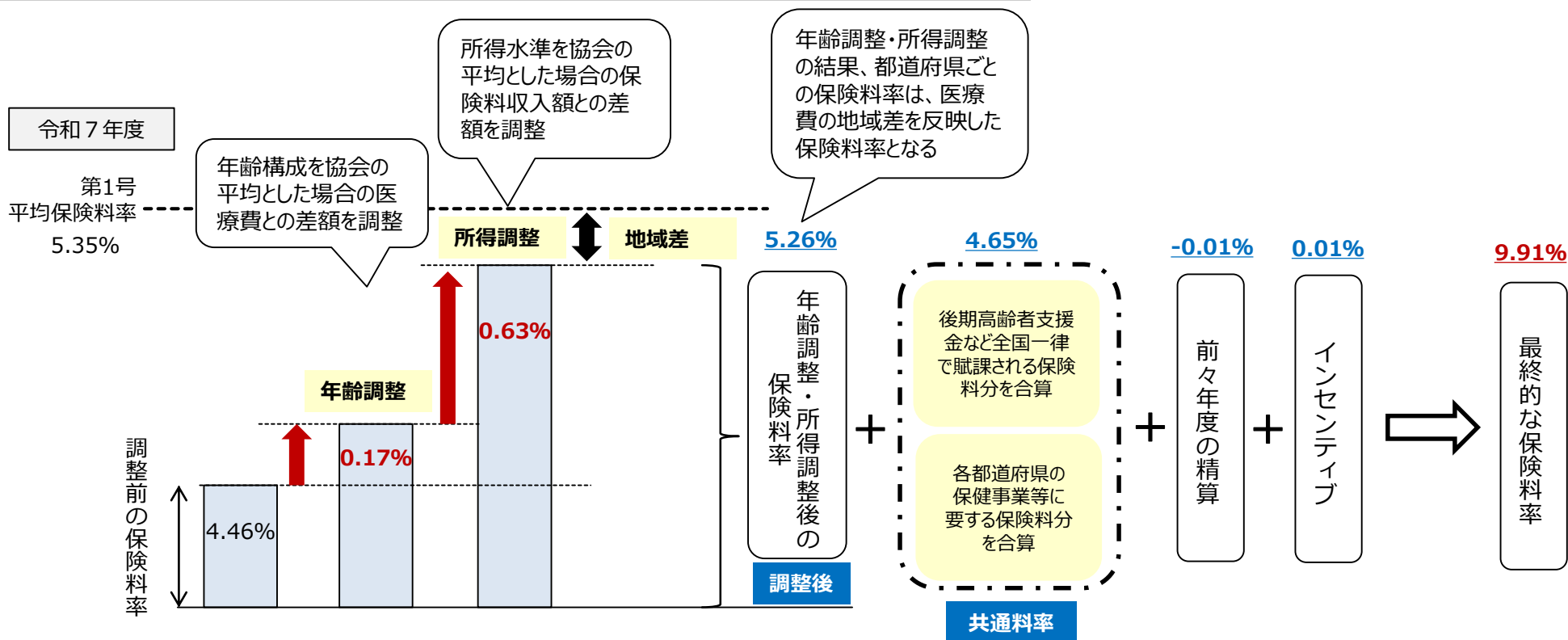
+

第3号保険料率

支部の保健事業等に要する額
+
前々年度の精算分 等

都道府県単位保険料率 (平成20年10月から)

年齢構成が低く、所得水準の高い東京支部の場合

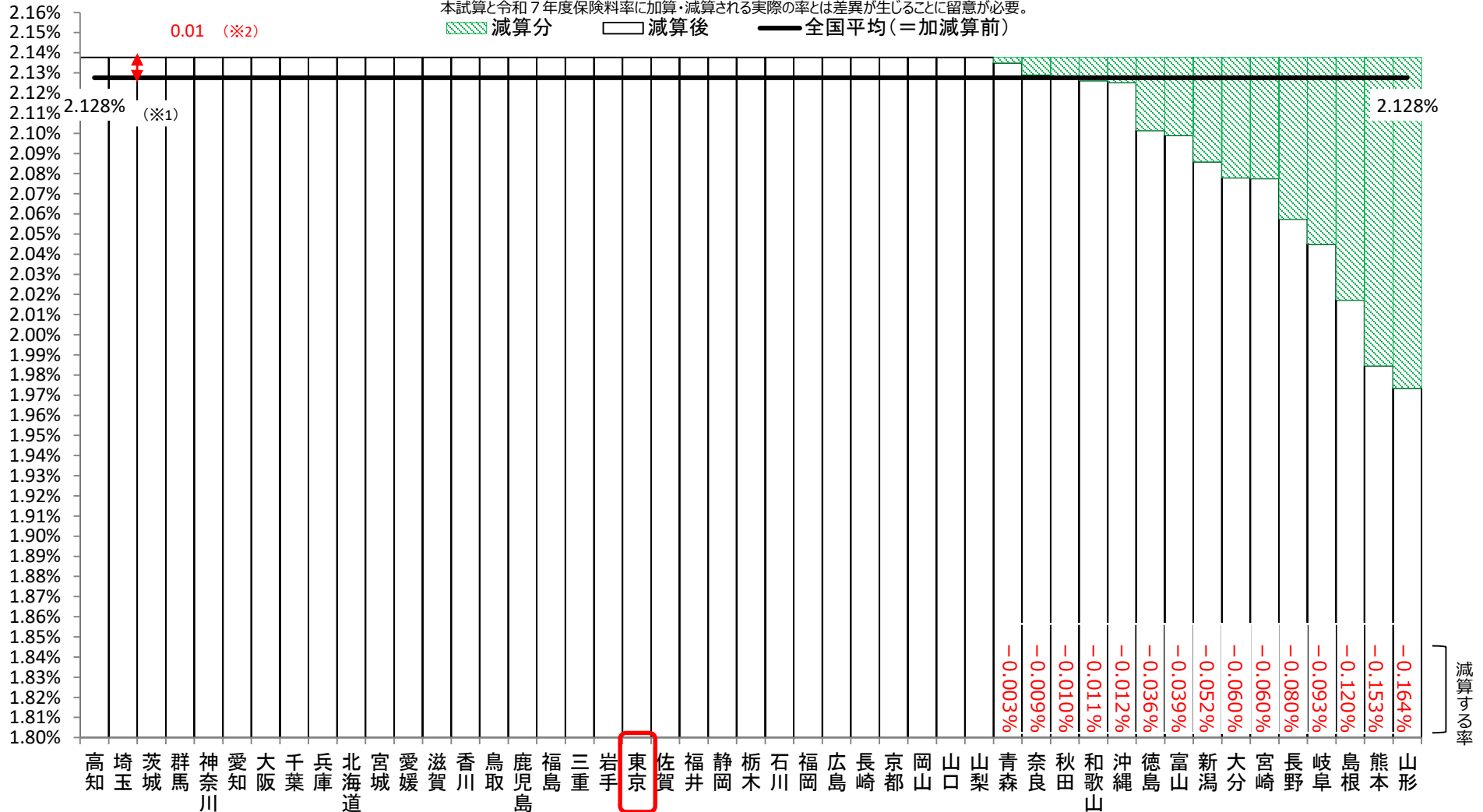


インセンティブ制度の実績評価の保険料率への反映

【令和5年度実績評価 ⇒ 令和7年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和7年度保険料率の算出に必要な令和7年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、
本試算と令和7年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和7年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和7年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和5年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率(2.128%)で仮置きしている。
 ※2 令和7年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和5年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和7年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

<参考>協会けんぽの収支見込み（医療分）

（単位：億円）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

2023年度末の準備金残高

約

5.2

兆円

約
4.2
兆円

約
1.0
兆円

中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し (2033年度まで)》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

(2025年度から2033年度までの) 2024年度比増加額の累計の見込み: 約 **7.3** 兆円 (※)

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

(2025年度から2033年度までの) 2024年度比増加額の累計の見込み: 約 **2.5** 兆円

※) 国庫補助額 (16.4%) を含む累計額

注) 2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例) ・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減 (2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差) : 約**0.6**兆円

医療給付費の増 (2020~2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費) : 約**0.4**兆円

・リーマンショック (2008年秋) の影響による保険料収入の減(2007年度と2009年度の比較) : 約**0.3**兆円

保険料収入の増加分など

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

※ 準備金の役割や規模感を概括的に把握できるように2024年12月時点での大枠を整理したものであり、金額等については確定的なものではない。

<参考>令和7年度 介護保険料率（見込み）

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込み}}$$

令和7年度は、令和6年度末に見込まれる剰余分（264億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう **1.59%**（令和7年4月納付分から変更）とする。

令和6年度
1.60%



令和7年度
1.59%

※ 金額ベースで見た場合、月額15円（2,400円 → 2,385円）の減少となる見込み。（標準報酬月額30万円・労使折半後）

（参考）健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

<参考> 協会けんぽの収支見込み（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	備考
		決算	直近見込 （2024年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （2024年12月）	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	-	-	-	2025年度保険料率： 1.59%
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。